1. 当法人における本指針作成の要旨、虐待の防止に関する基本的考え方

社会福祉法人県央福祉会における利用者への虐待の発生を未然に防止するため、本指針を定める。 障害者虐待・児童虐待・高齢者虐待の防止、『障害者の養護者に対する支援等に関する法律』(平成 二十三年法律第七十九号)、『児童虐待防止等に関する法律』(平成十二年法律第八十二号)、『高齢者 虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律』(平成十七年法律第百二十四号)に基づ き、いかなる時も利用者に対して虐待を行ってはならない。

### 2. 本指針における虐待の定義

本指針における虐待の定義は以下の通りとする。

A THE TOP CONTROL OF THE PROPERTY OF THE PROPE	
区分	内容
身体的虐待	暴力や体罰によって体に傷やあざ、痛みを与えること。組織によって適切に検討さ
	れずに行われた身体的拘束についてもこれに該当する。
性的虐待	性的な行為やそれを強要すること。
心理的虐待	脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、いやがらせ等によって精神的に苦痛を与えるこ
	と。
放棄・放任	食事や排泄等の身辺の世話や介助をしない等により生活環境や身体・精神的状態を
(ネグレク	悪化させる又は不当に保持しないこと。
F)	
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限
	すること。

# 3. 虐待防止委員会その他各事業所の組織に関する事項

ア 虐待の防止の対策を検討する委員会の設置

当法人では、虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「法人内虐待防止委員会」「グループ虐待防止委員会」「事業所虐待防止委員会」という。)を置き、それぞれ年に2回以上開催する。 (ア)法人内虐待防止委員会は下記委員から構成する。

・委員長:1名・副委員長:2名・委員:数名

• 常務理事

(イ)グループ虐待防止委員会は下記委員から構成する。

委員長:グループ長

・委員:グループ内事業所管理者、グループ内事業所虐待防止マネジャー、支援員 ※委員長は必要に応じて外部委員を任命することができる。

(ウ) 事業所虐待防止委員会は下記委員から構成する。

・委員長:管理者、虐待防止マネジャー

· 委 員:虐待防止研修担当者、事業所職員

※管理者、虐待防止マネジャー、虐待防止研修担当者は事業所規模等により兼務可能とする。

各虐待防止委員会で検討した結果については記録し保管するとともに、各事業所にその内容の周 知徹底を図ることとする。

#### イ 虐待防止委員会の業務

- (ア) 法人内虐待防止委員会
  - ①グループ虐待防止委員会からの報告の集約、チェック
  - ②研修の開催
  - ③事故検証委員会(虐待関連)への参加
- (イ) グループ虐待防止委員会
  - ①各事業所の虐待防止への取り組み、各事業所虐待防止委員会の報告などの集約
  - ②上記①の報告に対するチェック、その結果の法人内虐待防止委員会への報告
- (ウ) 事業所虐待防止委員会
  - ①虐待防止チェックリストの振り返り
  - ②虐待防止研修のプログラム作成、虐待を未然に防ぐ労働環境・条件を確認・改善するため の取組み

### ウ 虐待防止担当者の設置

各事業所では、虐待の防止の為の担当者を置く。毎年度ごとに法人内虐待防止委員会で『虐待防止マネジャー一覧』を作成し、法人として各事業所の担当者を把握、明文化する。

# 4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、虐待の防止の徹底のための研修を 定期的(年に1回以上)に実施するとともに、職員の新規採用時にも実施する。

また、事業所の外部で開催される虐待防止研修に積極的に参加するとともに、受講後は他職員に当該研修の伝達を行うように努める。

#### 5. 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

施設内で虐待と疑われる事案を発見した職員は、速やかに事業所の管理者及び虐待防止マネジャーに報告する。報告を受けた管理者及び虐待防止マネジャーは、支給決定市町村及び施設所在市の虐待担当窓口にその旨を通報することとする。

また、管理者あるいは虐待防止マネジャーが被通報者になっている場合など、上記の対応を取り難い理由がある場合は、発見した職員が直接通報することとする。

なお、通報・報告した職員に対し、不利益な取り扱いを行わないこととする。

#### 6. 虐待と疑われる事案発生時の対応に関する基本方針

当該虐待と疑われる事案に関して管理者若しくは虐待防止マネジャーが通報時、状況、背景等を記録し、当該記録に基づいて各虐待防止委員会において原因の分析と再発防止策の検討を行う。あわせて、市町村が実施する調査、法人の調査に協力するとともに、市町村からの指示に従い、必要な改善を行うこととする。

## 7. 当該指針の公開に関する基本方針

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう当法人ホームページ上で公開し、各事業所内に も掲示する。

#### 8. その他虐待防止の適正化のために必要な基本方針

本指針に定める事項以外にも、虐待防止について国・地方自治体から発出される通知等に留意し、虐待防止推進に取り組むこととする。

#### 附則

本指針は、令和6年4月1日より施行する。